

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の改正案

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の別表について、下表1の第1欄に掲げる農薬を追加し、その農薬ごとに第2欄に掲げる指針値を設定、同指針の別表の農薬のうち、下表2の第1欄に掲げるものの指針値について、同表第3欄の指針値に改正、同指針の別表からイソフェンホス及びメチルダィムロンを削除

(表1) 新たに指針値を設定する農薬

農 薬 名	指針値 (m g / L)
(殺虫剤)	
アセタプリミド	1 . 8
イミダクロプリド	1 . 5
クロチアニジン	2 . 5
チアメトキサム	0 . 4 7
テブフェノジド	0 . 4 2
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0 . 9
(殺菌剤)	
イミノクタジナルベシル酸塩	0 . 0 6 (イミノクタジンとして)
ジフェノコナゾール	0 . 3
シプロコナゾール	0 . 3
シメコナゾール	0 . 2 2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0 . 5
テトラコナゾール	0 . 1
テブコナゾール	0 . 7 7
トリフルミゾール	0 . 5
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0 . 2
ボスカリド	1 . 1
メタラキシルM	0 . 5 8 (メタラキシルとして)
(除草剤)	
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリウム塩	0 . 0 5 (M C P A として)
エトキシスルフロン	1
オキサジアルギル	0 . 2
オキサジクロメホン	0 . 2 3
カフェンストロール	0 . 0 7
シクロスルファミロン	0 . 8
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0 . 1 5

(表2) 指針値を改正する農薬

農 薬 名	改正前 (m g / L)	改正後 (m g / L)
(殺虫剤)		
エトフェンプロックス	0 . 8	0 . 8 2
クロルピリホス	0 . 0 4	0 . 0 2
フェニトロチオン (MEP)	0 . 0 3	0 . 1
(殺菌剤)		
アゾキシストロビン	5	4 . 7
イソプロチオラン	0 . 4	2 . 6
チウラム (チラム)	0 . 0 6	0 . 2
トルクロホスメチル	0 . 8	2
フルトラニル	2	2 . 3
ペンシクロン	0 . 4	1 . 4
メタラキシル	0 . 5	0 . 5 8
(除草剤)		
ジチオピル	0 . 0 8	0 . 0 9 5
ハロスルフロンメチル	0 . 3	2 . 6
ピリブチカルブ	0 . 2	0 . 2 3
ブタミドホス	0 . 0 4	0 . 2
プロピザミド	0 . 0 8	0 . 5
ペンディメタリン	0 . 5	1
メコプロップ (MCPP)	0 . 0 5	0 . 4 7